

(案)

第1号様式(第3条関係)

令和7年 月 日

寒川町長様

住 所 寒川町倉見46

団 体 名 宗教法人 倉見神社

代表者名 宮司 利根 康教

令和7年度寒川町指定重要文化財等に係る補助金交付申請書

寒川町補助金の交付等に関する規則第3条の規定に基づき令和7年度寒川町指定重要文化財等に係る補助金について、交付を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

申請額

3,000,000 円

第2号様式（第3条関係）

事業計画書

補助事業等又は補助金等の名称	寒川町指定重要文化財等に係る補助金
補助事業等の目的及び内容	寒川町重要文化財第4号として指定されている倉見神社本殿を後世へと継承するため、腐朽が進行している高蘭を中心に現状を維持するための修復工事を実施するもの
補助事業等の実施期間	令和7年4月1日～令和7年10月30日
事業費	18,480千円（令和7年度分事業費） （総事業費：30,800千円）
補助事業者名	宗教法人倉見神社

事業費内訳

費目	数量	単価	金額	備考
倉見神社本殿改修工事（令和7年度分）	1式	18,480,000円	18,480,000円	令和6年度分工事費：12,320千円

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

収 入

（単位：円）

科 目	予 算 額	内 容
助成金	10,000,000	
	3,000,000	寒川町補助金
	1,000,000	東日本鉄道文化財団助成金
	6,000,000	寒川神社助成金（令和6年度からの繰越金）
負担金	8,480,000	氏子崇敬者等奉賛金（令和6年度からの繰越金）
収 入 合 計	18,480,000	

支 出

（単位：円）

科 目	予 算 額	町補助金充当額	内 容
A 建築工事費	13,830,000	3,000,000	
木工事	1,896,000		縁・高欄廻り木工事
飾り金物工事	2,803,000	750,000	縁・高欄周り廻り金物、釘隠し金物、扉金物修復
木製建具工事	2,081,000	750,000	正面扉新設、建具改修
塗装工事	7,050,000	1,500,000	建具、軒廻り、外壁、軸廻り、浜縁廻り、基壇廻り塗装
B 共通仮設工事	689,000		
C 現場経費	1,589,000		
D 一般管理費	692,000		
E 消費税	1,680,000		
支 出 合 計	18,480,000	3,000,000	

この様式に準ずる当該団体の予算書をもつてこれに代えることができる。

倉見神社本殿修復事業 予算書

1 支出

	総 額		備 考
	令和6年度	令和7年度	
倉見神社本殿修復工事	30,800,000	12,320,000	18,480,000 令和6年12月4日付けで契約締結
合計	30,800,000	12,320,000	18,480,000

2 収入

	総 額		備 考
	令和6年度	令和7年度	
寒川町補助金	3,000,000	0	3,000,000
寒川神社助成金	6,000,000	6,000,000	0
東日本鉄道文化財団助成金	1,000,000	0	1,000,000
氏子崇敬者等奉賛金	20,800,000	20,800,000	0
小 計	30,800,000	26,800,000	4,000,000
繰越額	0	△ 14,480,000	14,480,000 令和6年度から令和7年度に繰越
合 計	30,800,000	12,320,000	18,480,000

○寒川町指定重要文化財等に係る補助金交付要綱

平成6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町指定重要文化財等に係る補助金の交付について、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「寒川町指定重要文化財等(以下「指定文化財」という。)」とは、寒川町文化財保護条例(昭和45年寒川町条例第8号)第3条第1項に規定する寒川町指定重要文化財及び寒川町指定史跡名勝天然記念物をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が公益上必要があると認めるときは別に町長が定めるところにより補助することができる。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第3条に規定する交付申請書の提出期限及び交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(補助金等の交付の条件)

第5条 規則第5条に規定する交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び事業費を変更しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ

た場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(変更等の承認)

第6条 前条第1号及び第2号の規定に基づく町長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書(第1号様式)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付決定取消し通知等)

第7条 規則第10条第1項の規定による補助金の全部又は一部の取消しは、補助金交付決定(一部)取消し通知(第2号様式)によるものとする。

(補助金の交付の時期)

第8条 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第8条の規定による実績報告書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する町の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条、第8条、第9条関係)

補助金交付の目的	指定重要文化財の修理又は復旧事業を実施し、保護及び保存を図る。	
補助対象者	指定文化財を日常的に管理している者で、当該指定文化財を修理又は復旧しようとする者	
補助対象事業	指定文化財を保護及び保存する目的で、修理又は復旧する事業	
補助金額	補助対象事業経費から国及び県の交付金を控除した額の2割で最高限度額を300万円とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満を切捨てる。	
交 付 申 請 書	提出期限	修理又は復旧すべき事由発生の日から起算して1月以内
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他町長が必要と認める書類
交付の時期	補助金交付決定通知後1月以内	
実 績 報 告 書	添付書類	1 事業実施報告書 2 収支決算書 3 その他町長が必要と認める書類